

IV. より高度に、安全に活動を行うために

【共通編】

IV. より高度に、安全に活動を行うために

IV. より高度に、安全に活動を行うために

1. ガイダンス、セミナーなどの研修

1-1. 課外自主活動ガイダンス

毎年 12 月頃、学生オフィスから各クラブ・サークルの次期執行部を対象に「課外自主活動ガイダンス」を実施しています。課外自主活動ガイダンスでは、大学の各種制度や助成金の手続き方法、クラブ・サークルを取りまとめる執行部が知っておいて欲しい内容を中心にガイダンスを行います。いずれも重要な情報ばかりなので、必ず参加してください。開催案内は、manaba+R や学友会 HP、本部 ML でお知らせします。

1-2. 学生生活セミナー

アルバイト先等でのトラブル、マルチ商法、情報倫理（SNS の適切な利用）、カルト集団、ハラスメント（ストーカー、痴漢被害含む）、不適切な飲酒など学生生活の安心・安全を脅かす恐れのある事象が、学生の皆さんを取り巻いています。クラブ・サークルの“集団特性”を巧妙に利用する外部組織もあるため、日常的な危機管理対策としての学生生活セミナーを開催しています。開催案内は随時、各クラブ・サークルの代表者に manaba+R 等でお知らせしますので、積極的に参加してください。

○セミナー計画

【 実施予定テーマ 】

悪徳商法（マルチ商法等）・カルト集団対策・SNS の適切な利用に加え、正しいお金との付き合い方（成年年齢引き下げ関連）、薬物乱用防止、正しいお酒との付き合い方、ブラックバイト、女性のための防犯教室 等の実施を検討しています。

※ 講師は学外より、専門家などを招聘予定

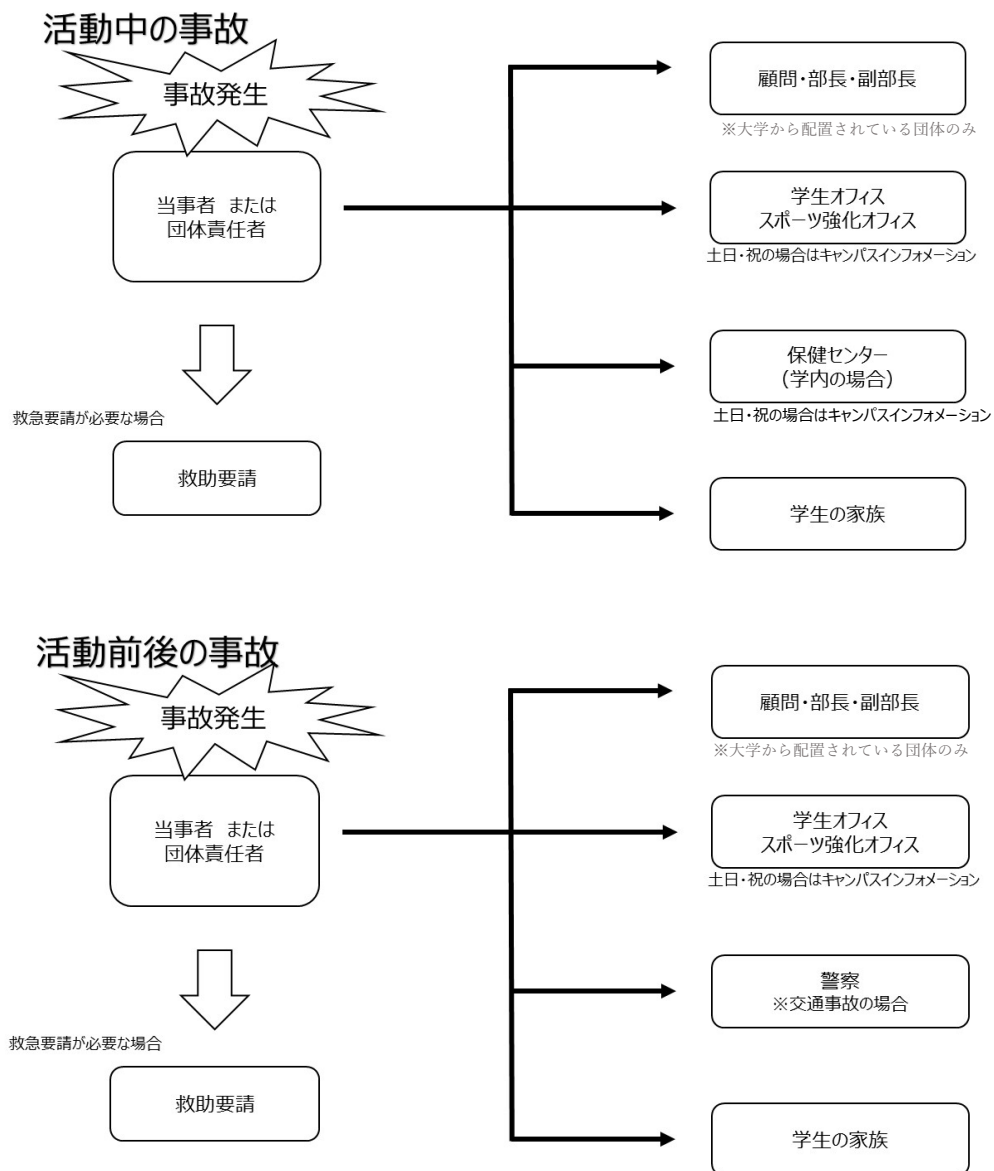
※ 各テーマの講習時間：50～90（最大）分程度予定

※ 実施するテーマは、社会情勢等を鑑みて変更になる可能性があります。

IV. より高度に、安全に活動を行うために

2.活動に対する安全管理・緊急時の対応について

課外自主活動を行う上で、活動に対する緊急時の対応や安全管理については常に心がけることが重要です。万が一、団体に事件・事故が発生した場合は、下記のフローに沿って迅速に対応してください。



【緊急時の連絡先】※24 時間対応

衣笠	キャンパスインフォメーション	075-465-8144
BKC	キャンパス管理室	077-561-2621
OIC	キャンパスインフォメーション	072-665-2020

IV. より高度に、安全に活動を行うために

＜台風など災害時の課外自主活動の扱いについて＞

台風の接近が予想される場合は、事前に活動の実施有無・時間短縮等の対応を行ってください。
なお、大学での授業等実施有無の判断は、「立命館大学授業に関する規程」に定められています。

2-1.開講期間中

正課の休講判断（暴風警報、特別警報の発令や公共交通機関の運休状況、台風の進路予想等により判断）に準じて、課外自主活動もその時点で活動を休止し、避難等をしていただくことになります。

警報が解除されるまでの間、キャンパス内施設（教室、学生会館、体育館、グラウンド、セミナーハウスなど）は利用できません。

2-2.閉講期間中（夏期休暇、冬季休暇、春季休暇、授業日・統一補講日以外の土曜日、日曜日含む）

特別警報、暴風警報および警報に基づく避難命令・指示・勧告といった発令や公共交通機関の運休発表などにより、キャンパス内施設への入構や施設利用ができなくなります。

キャンパス内に入構できない場合は、manaba+R にてお知らせしますので、ご確認ください。
暴風警報が解除されるまでの間、課外自主活動は自粛してください。

明らかに活動予定地域に台風が接近する場合は、安全面を考慮して、早めの対策と予め課外自主活動を取り止めていただくことをおすすめします。

2-3.合宿・遠征中

合宿・遠征前にその活動場所に台風が接近もしくは通過する予報が出ている場合、合宿・遠征を自粛してください。万が一、合宿・遠征中に暴風警報等がでた場合は活動を中止し、クラブの顧問、部長、副部長もしくは学生オフィスなど大学関係者にアドバイスを求めてください。

キャンパス内に入った後に帰宅する地域が暴風警報や災害地域に指定され、帰宅困難になった場合は学内施設で待機、宿泊することができます。その場合、学生オフィスもしくは地域連携課にご相談ください。

（気象情報）

<https://www.jma.go.jp/jp/warn/>



IV. より高度に、安全に活動を行うために

3.課外自主活動に関わる各種保険制度

3-1.学生教育研究災害傷害保険（学研災）について

※通学中は対象外です。

(1)学研災とは

本学では正規生については「学生教育研究災害傷害保険」（略称「学研災」）に加入しており、課外自主活動でケガをした時でも、条件に当てはまる場合は補償を受けることができます。

(2)保険金給付の対象

活動内容	補償の対象	事故証明の 証明者	実治療日
A.正課中	講義、実験、実習、演習または実技による授業を受けている間、教員の指示に基づき研究活動を行っている間に負ったけが	担当教員	1日以上ケガ
B.課外活動中	<u>以下の両方を満たす場合に負ったけが</u> ●学友会所属の課外活動団体で部員登録が確認できる者 ●大学で認められている活動中	監督・顧問等 〔学生代表しかいない場合はその代表〕	14日以上ケガ
	<u>以下の両方を満たす場合に負ったけが</u> ●大学から認められた団体に所属が確認できる者 ●大学で認められている活動中	管轄する部課	
C.大学施設内	大学が教育活動のために管理している大学施設内にいる間に負ったけが	管轄する部課	4日以上ケガ

(3)手続きの流れ

保険の請求権には3年の時効があります。速やかに学研災の保険金請求を行ってください。

手続方法は変更になることがあります。その場合は、manaba+Rでお知らせします。

Step 1：問い合わせ

- ① 各キャンパスの学生オフィス窓口にて【SkettBook】アプリのスマートフォンへのダウンロード方法および説明のチラシを受け取る。または Web から説明書類をダウンロードする（下記 QR コードから）。
- ② 申請前に学研災保険の補償内容を確認したい場合は、配布のチラシ（主には医療保険金・入院加算の記載）を確認する。
- ③ より詳細な質問や問い合わせがある場合は、「東京海上日動学校保険コーナー」に電話する。

「0120-868-066（フリーダイヤル）」

※学生オフィスの窓口では、保険業法上、保険商品の内容説明を行うことができません。



IV. より高度に、安全に活動を行うために

Step 2 : アプリからの申請・事故証明書作成

- ①【SkettBook】アプリをダウンロードする。**※全員ダウンロード必須！**
- ②アプリにログインし、右側下部「保険金請求」→「学研災 保険金請求 受付」→「おケガをされた方」から、ケガの内容等必要な情報を入力する。**※配布のチラシ裏面を参照。アプリの操作が分からない場合は、学生オフィス（OIC）に相談してください。**
- ③「完了」ボタンを押下後、【SkettBook】事故情報登録完了受付のお知らせメール（送信専用）が届くので、メールを保管する。
- ④ 1～2 週間後（目途）に大学から manaba+R の個人宛のお知らせに「事故証明書作成 方法」の通知が届く。記載内容に添って「**事故証明書を作成**」^{※1}する。
- ⑤通知に記載の Web 申請フォームから「**事故証明書**を申請」^{※2}する。
※1 保険会社は、学生から申し出があった事故について、大学に証明するよう求めます。
大学は学生から提出された「事故証明書」に基づき、事故の証明を行います。
※2 Web 申請未登録の場合、大学から督促は行いません。速やかに申請しましょう。

Step 3 : 治療内容の報告（保険金請求書の提出）

- ①アプリにログインし、右側下部「保険金請求」→「学研災 保険金請求受付」→「おケガの治療をうけた方」から治療内容の報告をする。
- ②「内容を確認して保険金請求をする」ボタンを押下後「【SkettBook】治療状況申告受付完了のお知らせ」メールが届く（送信専用）。
※不明な点について、保険会社から問い合わせがくる場合があります。また、治療の経過や内容、症状の程度、ケガの発生時の状況等について保険会社が医療機関等へ確認を行う場合があります。
- ③契約内容に従い保険金が振り込まれる。支払額は保険会社からハガキ等で案内が届く。
保険金が支払われない場合は連絡がきます。
※保険金が支払われる時期等について、大学では回答できません。

(4)留意点

ケガの種類や箇所によっては学研災の対象とならないことがあるため、ケガのリスクがあるクラブ（体育会やその他スポーツを行うクラブ等）の所属者は、「スポーツ安全保険」への加入を強く推奨します。詳細は、「3-3.スポーツ安全保険について」をご確認ください。

3-2. イベント保険について

団体がケガなどの可能性のある催し物を行う場合は、保険への加入を勧めています。保険に加入していないと、通院や入院が必要な事故が起こった時、多額の医療費負担が発生することがあります。特に、

IV. より高度に、安全に活動を行うために

学外者の参加がある催し物では、参加者のケガにより主催者の責任が問われることも多くあります。そのような事態に備え、大学ではクレオヒューマンで扱っているレクリエーション保険（傷害保険）、イベント主催者用の賠償責任保険を紹介しています。催し物の種類や参加者の人数等によって保険の種類は異なりますが、ここでは本学で課外自主活動団体がよく利用する代表的なプランを紹介します。

<レクリエーション保険（傷害保険）>

保険金額の例			料率	保険料(目安) 1名・1日あたり
死亡・後遺障害	入院保険金日額	通院保険金日額		
100万円	1,500円	1,000円	A	9円
			B	48円
			C	97円
300万円	3,000円	2,000円	A	23円
			B	113円
			C	225円
500万円	5,000円	3,000円	A	37円
			B	184円
			C	368円

（※保険金額、および保険料は、2024年10月現在のものです）

<契約の条件>

- ・被保険者数が1日あたり20名以上、または複数の日程で行われる行事の場合は行事全体の被保険者数が45名以上であること。
- ・宿泊が伴う行事はレクリエーション保険の対象外です。国内旅行保険または他の傷害保険の対象となります。 ※これらの保険もクレオヒューマンで受け付けています。
- ・被保険者数によっては、団体割引が適用できることがあります。
- ・保険料は、レクリエーションの種類によって異なります。

A 料率を適用する行事の例：バレーボール、ハイキング、ドッジボール、ソフトボール など

B 料率を適用する行事の例：運動会、サイクリング、アスレチック、軟式野球 など

C 料率を適用する行事の例：バスケットボール、サッカー、硬式野球 など

※レクリエーション保険の対象とならない行事もあります。

- ・1契約あたりの保険料は、1名・1日あたりの保険料×被保険者数で算出します。
- ・最低保険料（1契約あたりの下限保険料）は1,000円です。

<イベント主催者用の賠償責任保険>

詳細はクレオヒューマンに確認してください。

保険についての問い合わせ先

株式会社クレオヒューマン（保険代理店）

<https://www.creohuman.co.jp/business/insurance/>

E-mail: creohuman@creotech.co.jp



IV. より高度に、安全に活動を行うために

3-3.スポーツ安全保険について

スポーツ安全保険とは

スポーツ活動、文化活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、地域活動などを行う「4 名以上」のアマチュア団体・グループが加入できる保険です。課外自主活動団体についても体育会 クラブ等、要件を満たせば加入が可能です。

補償内容は傷害保険、賠償責任保険等です。上記 1. 学生教育研究災害保険（学研災）と補償が重なる部分もありますが、安心な活動のため加入を推奨します。

（特に体育会クラブにおいては加入することを基本とします）

保険料金、加入方法等の詳細は、以下、公益財団法人スポーツ安全協会のＨＰを確認してください（<https://www.sportsanzen.org/hoken/>）。

IV. より高度に、安全に活動を行うために

4. ハラスメント防止について

～ハラスメントの被害者にも加害者にもならないために～

立命館大学では、すべての学生と教職員が個人として尊重され、いきいきと学び、安全で快適に活動ができるコミュニティを創り出すことが、学生の学びと成長のため、また大学が社会的使命を果たすために重要であると考えています。

ハラスメントのない環境をつくるために何より大切なことは、人は一人ひとり違うということを理解し、自分も相手も大切な一人であるという認識を持って行動することです。

4-1. ハラスメントとは

ハラスメントとは、必要かつ適正な範囲を超えて相手に不利益な処遇を与えたり、相手の活動に係る環境を害したりする行為のことをいいます。

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、その他のハラスメント（アルコール・ハラスメント、レイシャル・ハラスメントなど）があります。詳しくは立命館大学・立命館附属校ハラスメント防止委員会 HP をご覧ください。

4-2. ハラスメントだと感じたら

- あなたが不快に感じたということを、相手は気づいていない場合が多いので、冷静に、正確に、「不快に思った言動」を相手に伝えてください。それが自分も相手も守ることにつながります。
- 信頼できる人に相談し、話を聞いてもらうことも大切です。自分で抱え込まないようにしましょう。また友人の様子がおかしいければ、声をかけて相談にのってあげましょう。
- 先生や先輩に直接伝えられないような場合、授業や研究指導のことなら事務室に、課外自主活動のことなら部長や顧問、学生オフィスに相談してみましょう。
- ストーカー行為など、身体に危険が及ぶ可能性がある場合には、身近にいる人や事務室などに助けを求め、場合によっては直ちに警察に連絡をして下さい。
- 自分で解決が難しい場合等は、ハラスメント相談員に相談をして下さい。ハラスメントの相談や手続きは、立命館大学・立命館附属校ハラスメント防止委員会 HP をご覧ください。

立命館大学・立命館附属校ハラスメント防止委員会

HP (<https://www.ritsumeai.ac.jp/mng/gl/jinji/harass/>)

5. 安全で快適な学生生活のために

課外自主活動を行う上で、これまでに説明した以外にも、交通安全に関す



IV. より高度に、安全に活動を行うために

ること、インターネット上のトラブルについて、学生サポートルームなど、課外自主活動を円滑に進めるために留意する点を以下に 記します。

5-1.交通安全に関すること

キャンパス付近で、学生が当事者となる交通事故が増加しています。特にバイクや自転車によるスピードの出しすぎ、強引な右・左折、無理な追い越し、イヤホンをつけながらの運転、無灯火などが原因と思われる事故が増えています。

課外自主活動で、バイクや自転車で移動する際には、交通ルールを守り、安全運転に心がけてください。万が一事故にあった場合には、以下の点を心がけてください。

【事故にあった場合】

- ① 警察に届けるとともに、ご両親・保証人に連絡する。
- ② 保険に入っていれば、保険会社に連絡する。
- ③ 学生オフィスに連絡する。

5-2.薬物

近年、新聞やテレビで大学生や有名人の大麻や覚せい剤使用がよく報道されています。特に大麻の使用は20代以下の検挙人数が最も多く、増加傾向にあります。「合法ドラッグ」や「デザイナーズドラッグ」などと呼ばれる危険なドラッグがインターネット等で売買される等、薬物は全く別世界のものではなくなっています。違法薬物は依存性が高く、生涯にわたる精神や身体への危害が懸念されます。また、違法薬物は手にした時点で厳しい社会制裁を受けることになります。薬物には絶対に手を出さないようにしてください。

5-3.学生相談の総合案内

学生部には、学生生活の困りごとや課題などを相談できる次の 4 つの窓口があります。

- 保健センター HP

(<https://www.ritsumei.ac.jp/health/>)



- 学生サポートルーム HP

(<https://www.ritsumei.ac.jp/ssr/>)



- 障害学生支援室 HP

(<https://www.ritsumei.ac.jp/drc/>)



IV. より高度に、安全に活動を行うために

- Student Success Program HP

(<https://www.ritsumei.ac.jp/ssp/>)



何を相談すればいいかわからない、どこで相談すればいいかわからない、相談してよいかどうかかわからない場合は、学生オフィスの支援コーディネーターが、皆様のご事情をお伺いのうえ、各種窓口の利用方法や相談の進め方をアドバイスすることもできます。

支援コーディネーターとの相談をご希望の場合は、『学生相談の総合案内』宛にご連絡ください。

詳細については以下の WEB ページをご確認ください。

- 学生相談の総合案内 <<https://www.ritsumei.ac.jp/drc/sougou/>>



IV. より高度に、安全に活動を行うために

6.健康・安全管理

課外自主活動を行う学生の皆さんは、各団体のメンバーであり、立命館大学生であると同時に、前提として社会の一員です。このことをしっかりと各自・各団体が自覚した行動をとりましょう。

例えば、国・自治体が定めている事項、活動先の施設管理者等が定めているルール等を守ることがこの一つと言えます。立命館大学の学生として自覚と責任のある行動・活動をお願いします。

各種感染症対策をはじめ、健康・安全の管理は、課外自主活動を行う上で心がけなければならないものです。初期対応で症状の悪化や感染の拡大を防ぐことができます。各団体においても、しっかりと話し合い、共通理解を築くよう心がけてください。

6-1.熱中症

熱中症は建物内にいても起こります。暑さに身体を十分馴らして体調を整え、熱中症を起こさない様に注意してください。

【 熱中症の予防と対処について 】

- ① 気温が高く、湿度が高い場所で活動する場合、休憩を多くとり、運動量を減らす、運動中も喉が渇く前に十分な水分を取るなど心掛ける
- ② 気温が 35℃を上回るような苛酷な状況下では運動を中止する
- ③ 熱中症の症状が出た場合は速やかに活動を中止し、最寄りの医療機関で治療を受ける

6-2.飲酒

お酒は、個人の体質や体調により飲める量が異なります。20 歳未満の飲酒は法律違反です。また、飲酒の強要はハラスメントであると共に重大な事故にもつながる非常に危険な行為です。団体での懇親会等でお酒を飲む機会もあると思いますが、一気飲みや飲酒の強要は絶対に行わないでください。

- ① 20 歳未満の飲酒は法律違反！
- ② 一気飲みをしない、させない。（個人の責任だけではなく、団体の管理責任が発生します）
- ③ 万が一、酔いつぶれた人が出た場合は必ず介護をする。

【 キャンパス内でのアルコール類の飲酒について 】

本学では、キャンパス内でのアルコール類の飲酒行為は大学主催のイベント以外、一切認めていません。大学主催および大学が認めたイベント以外において、学生によるキャンパス内での飲酒行為が発見された場合は、学生懲戒規程および学生団体懲戒規程に則り、厳しく対応を行います。

IV. より高度に、安全に活動を行うために

6-3.喫煙

喫煙は、喫煙者自身の健康を害するだけでなく、受動喫煙により非喫煙者の健康も害する重要な問題になっています。趣味やファッションという捉え方ではなく、健康面から科学的な視点で理解することが必要です。自らの健康管理のために喫煙習慣を身につけないことはもちろんのこと、受動喫煙にならないように、分煙の徹底やタバコのポイ捨てを行わないなど、マナーの視点でも考えてみてください。

また、18 歳になり、成人になっていたとしても、20 歳未満の喫煙は法律違反となりますので、注意が必要です。

立命館大学では、健康増進と学生・教職員の快適な学習・労働環境の確保を目的として、キャンパス内は原則全面禁煙を実施しています。

しかし、喫煙者が無理なく禁煙を進められるよう、「卒煙支援エリア」を設置しています。「卒煙支援エリア」とは、改正健康増進法で定められている特定屋外喫煙場所に該当し、全面禁煙となっているキャンパス内での喫煙が可能な区画です。

卒煙支援エリアの設置には二つの主な目的があります。まず一つ目は、キャンパス周辺での喫煙マナーの悪化と近隣住民からの苦情を解消することです。歩きたばこや私有地での喫煙が問題視され、吸い殻のごみや受動喫煙による健康被害の懸念があります。二つ目は、キャンパス内での火災リスクを軽減することです。ごみ箱に捨てられた吸い殻や、隠れた喫煙が、引火しやすい薬品を取り扱う施設での火災リスクが高いです。

立命館大学では、卒煙支援エリア以外のキャンパス内での喫煙は一切禁止されています。卒煙支援エリア以外の敷地内での喫煙を絶対に行わないでください。

※ 「改正健康増進法」に基づき、大学を含む第一種施設は敷地内禁煙（特定屋外喫煙場所を除く）です。